４　裁判所は、前項の期間が満了するまでに、当事者双方との間で、争点及び証拠の整理の結果に基づいて、法定審理期間訴訟手続の判決において判断すべき事項を確認するものとする。

５　法定審理期間訴訟手続における証拠調べは、第一項の期日から六月（裁判所が当事者双方の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間）以内にしなければならない。

６　法定審理期間訴訟手続における期日の変更は、第九十三条第三項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合でなければ、許すことができない。

（通常の手続への移行）

第三百八十一条の四　次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。

一　当事者の双方又は一方が訴訟を通常の手続に移行させる旨の申出をしたとき。

二　提出された攻撃又は防御の方法及び審理の現状に照らして法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をするのが困難であると認めるとき。

２　前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

３　訴訟が通常の手続に移行したときは、法定審理期間訴訟手続のため既に指定した期日は、通常の手続のために指定したものとみなす。

（法定審理期間訴訟手続の電子判決書）

第三百八十一条の五　法定審理期間訴訟手続の電子判決書には、事実として、請求の趣旨及び原因並びにその他の攻撃又は防御の方法の要旨を記録するものとし、理由として、第三百八十一条の三第四項の規定により当事者双方との間で確認した事項に係る判断の内容を記録するものとする。

（控訴の禁止）

第三百八十一条の六　法定審理期間訴訟手続の終局判決に対しては、控訴をすることができない。ただし、訴えを却下した判決に対しては、この限りでない。

（異議）

第三百八十一条の七　法定審理期間訴訟手続の終局判決に対しては、訴えを却下した判決を除き、電子判決書の送達を受けた日から二週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。

２　第三百五十八条から第三百六十条まで及び第三百六十四条の規定は、前項の異議について準用する。

（異議後の審理及び裁判）

第三百八十一条の八　適法な異議があったときは、訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復する。この場合においては、通常の手続によりその審理及び裁判をする。

２　前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。

３　裁判所は、異議後の判決があるまで、法定審理期間訴訟手続の終局判決の執行の停止その他必要な処分を命ずることができる。

４　第三百六十二条及び第三百六十三条の規定は、第一項の審理及び裁判について準用する。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第三条　民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一七の項ホ中「第百五条の四第一項」を「第百五条の二の三第一項、第百五条の四第一項」に、「又は不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十条第一項若しくは第十一条第一項の規定による申立て」を「、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十条第一項若しくは第十一条第一項の規定による申立て、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八十一条第一項若しくは第八十二条第一項の規定による申立て、種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十条第一項若しくは第四十一条第一項の規定による申立て又は家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定による申立て」に改める。

第四条　民事訴訟費用等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第九条第三項又は第五項」を「第九条第二項」に改め、同条第十二号中「正本」の下に「若しくは記録事項証明書」を加える。

第三条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「納めた手数料の額」の下に「（当該申立てが第一号の和解の申立てに係るものである場合にあつては二千円を、当該申立てが同号の支払督促の申立てに係るものである場合にあつては別表第二の一一の項イに掲げる額を、それぞれ超えない部分に限る。）」を加え、同項第一号中「（同法第四百二条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、民事訴訟法第百三十二条の十第一項（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第七条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により電子情報処理組織を使用する方法（以下単に「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により行うことができるものとされている申立てであつて、別表第二の上欄に掲げるもの（以下「特定申立て」という。）をする場合には、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

第四条第一項中「別表第一」の下に「及び別表第二」を加え、同条第四項中「別表第一の一〇の項」を「別表第二の一一の項イ」に改める。

第七条中「別表第二」を「別表第三」に改める。

第八条中「手数料」を「前項の手数料以外の手数料」に、「はつて」を「貼つて」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

次に掲げるものの手数料は、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めなければならない。ただし、申立てを書面をもつてすることができる場合であつて、やむを得ない事由があるときは、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼つて納めることができる。

一　特定申立て

二　別表第三の一の項から三の項までの上欄に掲げる事項であつて特定申立てに係る事件に関するもの

第九条第一項中「裁判所」を「裁判所書記官」に改め、「、決定で」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「、裁判所」を「、裁判所書記官」に改め、「、決定で」を削り、同項に次の一号を加える。

六　支払督促の申立て　却下の処分の確定又は電子支払督促の送達前における取下げ

第九条中第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を削り、同条第六項中「から第三項まで及び前項」を「及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「から第三項まで及び第五項」を「及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第二項又は第五項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「から第三項まで及び第五項」を「及び第二項」に改め、「裁判又は」を削り、同項を同条第七項とする。

第十条第一項中「から第三項まで及び第五項」を「及び第二項」に改め、同条第二項中「は、決定で」を「の裁判所書記官は」に改め、同条第三項中「前条第九項」を「前条第六項及び第七項」に、「決定」を「規定による裁判所書記官の処分」に改める。

第十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、特定申立てに係る手続においては、第一号に掲げるもののうち、第十三条の料金に充てるための費用を納めることを要しない。

第十二条第二項中「前項」を「第一項」に、「行なわない」を「行わない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項の規定による予納は、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつてしなければならない。